

青梅市地域共生社会推進会議設置要綱

1 設置

この要綱は、青梅市地域福祉計画等（以下「計画」という。）にもとづく施策を推進し、地域共生社会の実現を図るため、青梅市地域共生社会推進会議（以下「推進会議」という。）を設置し、その組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 所掌事項

推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定および変更に関すること。
- (2) 計画の進捗状況の把握に関すること。
- (3) 計画の評価および見直しに関すること。
- (4) その他計画の推進に関し青梅市長（以下「市長」という。）が必要と認める事項に関すること。

3 組織

推進会議は、次に掲げる者につき、市長が委嘱する委員 12 人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民
- (3) 地域福祉団体の代表者
- (4) その他市長が必要と認める者

4 任期

委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 会長および副会長の職務

- (1) 推進会議に会長および副会長を置き、委員の互選により定める。
- (2) 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代行する。

6 会議

- (1) 推進会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。
- (2) 推進会議の議長は、会長をもって充てる。

- (3) 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見または説明を求めることができる。

7 部会

- (1) 会長が必要と認めるときは、推進会議に部会を置くことができる。
- (2) 部会は、会長が指名する委員のほか、市職員で組織する。
- (3) 部会に部会長を置き、部会長は、部会に属する委員が互選する。
- (4) 部会長は、部会を招集するほか、部会の事務を掌理し、部会の経過および結果を推進会議に報告する。
- (5) 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に、会議への出席を求めてその意見または説明を聴くことができる。

8 報告

会長は、必要に応じて検討等の経過および結果を市長に報告する。

9 庶務

推進会議の庶務は、地域福祉担当課において処理する。

10 その他

この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、推進会議が定める。

11 実施期日等

- (1) この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- (2) 第3項に規定する委員の委嘱に関し必要な準備行為は、この要綱の実施前においても行うことができる。
- (3) 青梅市地域福祉計画等進ちょく状況調査委員会設置要綱（平成17年5月1日実施）および青梅市地域福祉計画検討委員会設置要綱（平成30年4月1日実施）は、廃止する。